

令和3年度

江津市一般廃棄物処理実施計画

令和3年3月

江 津 市

目 次

第 1 章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況	
(1) 計画区域	1
(2) 計画期間	1
(3) 一般廃棄物の計画排出量	1
2. 処理主体	
(1) ごみ処理段階ごとの責任者 (処理主体)	2
3. ごみ処理の施策	
(1) ごみの発生・排出削減計画	3
(2) 再生利用計画	6
(3) 適正処理計画	8
4. 分別収集計画	
(1) 収集体制	8
(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者	9
5. 中間処理計画	
(1) 施設の概要	9
6. 最終処分計画	
(1) 施設の概要	10

第 2 章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水の排出状況	
(1) 計画区域	11
(2) 計画期間	11
(3) 生活排水の排出状況	11

2. 処理主体	
(1) 生活排水の処理主体	12
3. 生活排水処理計画	
(1) 公共下水道で処理する区域	12
(2) 集落排水処理施設で処理する区域	12
(3) コミュニティプラントで処理する区域	12
(4) 浄化槽による処理を推進する区域	12
4. し尿、浄化槽汚泥の処理計画	
(1) し尿、浄化槽汚泥の処理計画	12
5. 中間処理計画	
(1) 施設の概要	13
6. 最終処分計画	
(1) 施設の概要	13
7. し尿収集等の許可業者	
(1) 収集運搬業	13

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 3 年度江津市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第 1 章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

江津市全域とする。

(2) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(3) 一般廃棄物の計画排出量

単位：t

		令和 2 年度排出量	令和 3 年度計画排出量
燃やせないごみ		420	549
燃やせるごみ		6,453	4,790
資源ごみ	びん類	107	135
	缶類	48	51
	プラスチック類	175	197
	紙類	401	588
合計		7,604	6,310

※少数点第一位以下四捨五入

2. 処理主体

(1) ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

本管内から排出されるごみの処理主体を排出から処理・処分に至る段階ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化し示す。

排出者	ごみ種類	発生・排出 削減	収集・運搬	中間処理	最終処分
市民	可燃ごみ (粗大ごみ 含む)	市民	本市	浜田地区広 域行政組合	浜田市
	資源ごみ			本市	本市
	不燃ごみ (粗大ごみ 含む)				
事業者	可燃ごみ	事業者		浜田地区広 域行政組合	浜田市
	資源ごみ			本市	本市

注 1) 処理主体には委託処理を含む。

3. ごみ処理の施策

(1) ごみの発生・排出削減計画

区分	事業名等	内容
市民・事業者の意識向上	市民活動の支援	市民に対して様々な情報を提供し、加えて市民グループ等との連携を図るなど、市民の自主的な環境保全に関する活動を支援していくものとする。
	地域学習と学校教育の推進	地域の自治会やコミュニティ活動における環境学習への住民参加を促進し、子どもたちによる3Rなどの実践活動と連携した活動の推進を行うものとする。学校においては授業や環境学習に取り組み、児童・生徒の意識を高めるため、「こどもエコクラブ」への参加や児童会・生徒会などの自主的活動を促進する。
	広報等による情報発信	広報紙により、ごみ減量化やリサイクルに関する具体的な取組方法を紹介するなど定期的な情報発信を行うものとする。
	ごみ処理施設の見学	ごみ処理施設の見学により、市民に自分たちの排出したごみがどのように処理されていくのか自ら確認してもらうことで、ごみ処理に関する知識等を深めていくものとする。
	啓発資料の貸し出し	ごみの減量・リサイクルに関する書籍等を、地域や

		学校での啓発資料や環境学習の教材として貸し出しを行う。
市民・事業者の意識向上	環境イベントの開催	市民、事業者が環境保全の取組を情報発信する環境イベントなどを開催し、誰もが参加・体験できる内容として市民の環境への意識向上を図っていくものとする。
	マイバック持参運動の推進	マイバック持参運動を推進するため、広報紙等での啓発や事業者の協力を得て、マイバック持参率や環境意識の向上を図るものとする。 また、レジ袋有料化の仕組みを構築し、市民の理解と事業者の協力を得るとともに、市民団体等との連携を強化していくものとする。
	家庭ごみ・事業ごみ減量の推進	市民に対してイベントや広報等を通じてごみの減量やリサイクルの啓発を行い、具体的な取組の実践を推進していくものとする。 また、事業系ごみの削減方法等について市のホームページなどで情報提供を行い、事業者におけるごみの減量・リサイクルの実践を支援していくものとする。
市民との協働推進	地域のリーダー育成	江津市衛生組合協議会と連携を図り、研修会を開催するなどにより、地域住民

		<p>に対してごみの出し方や環境美化等の指導を行う地域リーダーを育成していくものとする。</p>
事業者との協力推進	販売店への協力要請	<p>スーパー等の販売店に対し、マイバッグ持参運動の推進や資源物の店頭回収などの協力を要請していくものとする。また、販売店においての活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進していくものとする。</p>
	しまねエコショップの推進	<p>本市内で営業を行っている販売店等の事業者に対し、しまエコショップ制度への登録推進の協力を要請し、本市において地球にやさしい買い物がしやすい環境を整えていくものとする。</p>
	分別広場での資源回収	<p>市民に分別広場を活用してもらうため、回収拠点等の情報を広く発信し、資源物を不燃ごみ、可燃ごみに出さないよう市民に呼びかけていくものとする。</p>
協議体制の整備	江津市衛生組合協議会の開催	<p>ごみの減量化やリサイクルの推進に対し、具体的かつ効果的に取り組んでいくため、江津市衛生組合協議会を通じて、市民等との連携を図っていくものとする。</p>

(2) 再生利用計画

マテリアルリサイクルの推進	資源ごみ分別徹底の啓発	リサイクル量を増加し、資源化に向けた処理の効率化や資源物の品質を高めるため、また排出された資源ごみを100%有効利用するために、資源ごみ中に異物が混ざらないよう啓発を進めるとともに、分別の悪いものについては、収集できない理由を明示したビラを貼ったうえで、収集しない等の措置をとるなど、ごみ分別の徹底を図っていくものとする。
	可燃ごみ処理残渣のリサイクル	エコクリーンセンターにおける可燃ごみの処理残渣であるスラグ、メタルについて、浜田地区広域行政組合と連携し資源としての有効利用を図っていくものとする。メタルは既に資源化が行われているため、スラグについて土木資材等としての資源化を推進し、有効な利用方法を検討していくものとする。
サーマルリサイクルの推進	可燃ごみ処理の排熱利用	可燃ごみについてはエコクリーンセンターで処理を行い、引き続きサーマルリサイクルを行っていくものとする。 なお、可燃ごみに水分が多い場合、その水分の蒸発のために熱が使われてしま

		い、サーマルリサイクルの効率が落ちることから、分別の徹底と併せて生ごみの水切り等を推進する。
使用済小型家電リサイクルの推進	小型家電リサイクル推進体制の整備	<p>使用済み小型電子機器等については、「金物類」の分別区分に鍋や刃物類といった金属類と混在した状態で分別収集し、島の星クリーンセンターにおいて小型電子機器等をピックアップし、再資源化を適正に実施し得る引取業者への引き渡しを行っている。</p> <p>さらに、小型家電類の引き渡し等を効率的に行い、資源化を推進することを目的とし、本市の旧焼却場跡地にストックヤードを整備した。</p>

(3) 適正処理計画

ごみの適正処理を行うため、収集運搬、中間処理、最終処分及びその他のごみ処理に関連する事項に関して、以下の体系に基づき施策を実施していくものとする。

区分	事業名等	内容
今後取り組む施策の体系	収集・運搬に関する施策（収集・運搬計画）	高齢化社会への対応
		一般廃棄物処理業の許可
	中間処理に関する施策（中間処理計画）	可燃ごみの処理
		不燃系ごみの処理
	最終処分に関する施策（最終処分計画）	最終処分場運営方針の検討
		最終処分場の適正管理
	その他の施策	地球温暖化防止対策
		不法投棄対策
		在宅医療廃棄物の取扱
		災害廃棄物対策
海岸漂着ごみ対策		
ごみ減量化施策の推進体制		
	廃棄物に関する法令等に準拠した適正処理の実施	

4. 分別収集計画

分別収集を行うごみは、現在対象としている品目とし、引き続き現行の体制を維持していくものとする。

(1) 収集体制

一般廃棄物の種類	収集頻度	収集方法
燃やせないごみ	1回/月	ステーション方式
燃やせないごみの粗大ごみ	1回/月	ステーション方式
燃やせるごみ	2回/週	ステーション方式
燃やせるごみの粗大ごみ	1回/月	ステーション方式
資源ごみ	1回/月及び随時	ステーション方式及び拠点回収（1箇所）
直接搬入	随時	自己搬入又は許可業者による

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

業者名	所在地	電話番号
(有)島根環境保全センター	江津市和木町 1148-65	52-3991
(有)宮内商店	江津市嘉久志町イ 1711-7	52-1007
合資会社ヤスタ	江津市二宮町神主 1962-44	53-0465
森下建設(株)	江津市桜江町市山 543-16	92-1360

5. 中間処理計画

本市で排出される可燃ごみについては、効率的な処理を行うため、浜田地区広域行政組合を主体とする広域処理を行うものとする。不燃ごみについては、島の星クリーンセンターにて処理を行うものとする。また、資源ごみについては、江の川リサイクルセンターにて処理を行う。

(1) 施設の概要

焼却施設

施設名	エコクリーンセンター
所在地	江津市波子町口 321 番 1
処理対象物	燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ
処理能力	98 t / 日 (49 t / 日 × 2 炉) 発電能力 1,800kw
処理方式	高温ガス化直接熔融炉 (24 時間稼働)

不燃ごみ処理施設

施設名	島の星クリーンセンター
所在地	江津市島の星町 288 番地 13
処理対象物	燃やせないごみ、燃やせない粗大ごみ
処理能力	14 t / 日 (5 h)
処理方式	回転式衝撃せん断併用型破碎機

資源化施設

施設名	江の川リサイクルセンター
所在地	江津市島の星町 288 番地 13
処理対象物	缶類、びん類、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボール、その他紙類、その他プラスチック類、紙パック
処理能力	スチール缶 0.65 t / 5h、アルミ缶 0.37 t / 5h、びん類 1.01 t / 5

	h、ペットボトル 0.07 t / 5 h、発泡スチロール 0.1 t / 5 h、ダンボール 0.18 t / 5 h、その他紙類 0.12 t / 5 h、その他プラスチック類 0.17 t / 5 h、紙パック 0.1 t / 5 h、
処理方式	缶類（選別・圧縮・貯留）びん類（手選別・ストックヤード）発泡スチロール（溶融・成形・貯留）ペットボトル、ダンボール、その他紙類、その他プラスチック類（圧縮・梱包・貯留）紙パック（梱包・貯留）

6. 最終処分計画

可燃ごみ処理において発生する溶融飛灰については、浜田市に処分を委託し、それ以外の最終処分が必要なごみについては、本市の最終処分場にて埋立処分するものとする。

（1）施設の概要

最終処分場

施設名	浜田市埋立処分場	浸出水処理施設
所在地	浜田市生湯町 920 番地	浜田市生湯町 935 番地
埋立容量（処理能力）	61,900 m ³	70 m ³ /日
埋立方式（処理方式）	サンドイッチ方式	生物処理（回転円盤）、凝集沈殿処理、高度処理（活性炭吸着）

施設名	島の星クリーンセンター最終処分場施設	島の星クリーンセンター浸出水処理施設
所在地	江津市島の星町 288 番地 13	江津市島の星町 288 番地 13
埋立容量（処理能力）	53,000 m ³	30 m ³ /日
埋立方式（処理方式）	セル方式	生物処理（回転円盤）、凝集沈殿処理、高度処理（活性炭吸着）

第2章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水の排出状況

(1) 計画区域

江津市全域とする。

(2) 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 生活排水の排出状況

令和元年10月1日現在

区分	人口（人）
行政区域内人口	23,505
計画処理区域内人口	23,505
非水洗化人口	6,635
し尿収集人口	6,423
自家処理人口	212
水洗化人口	16,870
下水道人口	3,229
浄化槽人口	13,641
合併浄化槽人口	6,959
補助合併人口	2,399
その他合併人口	2,774
コミュニティプラント人口	—
農業集落排水人口	1,786
単独浄化槽人口	6,682
生活排水処理人口	16,870
生活排水処理率	72%

2. 処理主体

(1) 生活排水の処理主体

本管内から排出される生活排水の処理主体を明確化し示す。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	江津市
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	江津市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	江津市及び個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	江津市

3. 生活排水処理計画

(1) 公共下水道で処理する区域

公共下水道の整備計画区域とする。

(2) 集落排水処理施設で処理する区域

集落排水の整備計画区域とする。

(3) コミュニティプラントで処理する区域

コミュニティプラントの整備計画区域とする。

(4) 浄化槽による処理を推進する区域

公共下水道、集落排水処理施設及びコミュニティプラントの計画区域を除く江津市全域を浄化槽による処理の推進区域とする。

4. し尿、浄化槽汚泥の処理計画

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	許可業者	許可業者
収集区域	江津市全域	江津市全域
収集回数	随時	随時
収集方法	戸別収集方式	戸別収集方式
搬入場所	江津浄化センター	

5. 中間処理計画

(1) 施設の概要

施設名	江津浄化センター
所在地	江津市敬川町 2326 番地 3
処理方式	脱水分離+稀釈+下水道放流
処理能力	46.4kl/日

6. 最終処分計画

(1) 施設の概要

種別	し渣混合脱水汚泥
処分方法	炭化処理
処分先	外部委託

7. し尿収集等の許可業者

(1) 収集運搬業

①し尿

業者名	所在地	電話番号
(有)江津衛生公社	江津市都野津町 2307-12	52-4000
(有)江津公衛社	江津市嘉久志町イ 1317-4	52-1466

②浄化槽汚泥

業者名	所在地	電話番号
(有)石見浄化槽センター	江津市都野津町 2307-43	53-1515
(有)島根環境保全センター	江津市和木町 1148-65	52-3991